

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 1 月 15 日まで

A事業所に昭和 19 年 10 月 1 日から出産のため退職する 22 年 1 月 14 日まで勤務した。A事業所を退職直後、事務担当者から脱退手当金を受け取るかどうか連絡があったが、その後も会社勤めを続けるつもりであったので、脱退手当金を受け取らず、厚生年金保険被保険者証も返還していない。

申立期間について、脱退手当金の支給を受けた覚えが無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は旧姓のままである上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、昭和 44 年 1 月 16 日まで氏名変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 21 年 8 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は「退職後も会社勤めを続けるつもりであった。」と供述しているとおりに、退職後間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から49年9月まで

昭和46年9月に父親が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が隣組の納付組織を通じて両親の保険料とともに納付していたにもかかわらず、両親の国民年金保険料が納付済みで自分の国民年金保険料だけが未納になっているのは納付できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に故人となっていることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、昭和51年10月以降に払い出されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間の大半の期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年6月までの期間及び3年2月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年6月まで
② 平成3年2月

会社を退職後、わずかなアルバイト代の中から自分で国民年金保険料を納付した。県外へ転居した際には、住民票の手續と同時に国民年金の手續をし、引き続き保険料を納付した。しかし最近になって、実家の母親も私の国民年金保険料をA市区町村で納付していたことが分かったので、重複して納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母親は「娘の国民年金保険料を納付したことは無い。娘は、生命保険か何かと勘違いしているのではないか。」と供述しており、申立人の申立内容と齟齬がみられる上、申立人がB市区町村及びC市区町村に住民登録している期間（平成元年3月8日から3年2月22日まで）に、A市区町村在住の申立人の母親にあて、申立人の保険料の納付通知があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から53年11月まで

昭和53年12月ごろ、事業所を退職した50年3月以降の国民年金保険料を納付していないことに気付いたため、私の夫がA市区町村の年金担当窓口で国民年金の加入手続をし、「未納となっている3年10か月分の国民年金保険料を追納できないか。」と相談したところ、「さかのぼって2年分（申立期間）の保険料ならば追納が可能である。」と言われた。

このため、夫が、昭和53年12月及び翌年1月に、2年分（申立期間）の保険料を現金で分割納付したので、申立期間について未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、申立人にとって国民年金の任意加入期間であり、申立人の夫が申立人の国民年金の任意加入手続（昭和53年12月16日資格取得）を行った時点では、制度上、遡^{そきゅう}及して国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、A市区町村において申立期間中に国民年金被保険者資格を取得した者について、遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付させた例はないかを確認したが、該当事例は見当たらなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月29日に払出しされているが、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月、9年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月
② 平成9年3月及び同年4月

申立期間①については、勤めていたA事業所を退職してすぐに、また、申立期間②については、勤めていたB事業所を退職してすぐに、それぞれ国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料を納付した。その際、併せて国民健康保険にも加入した記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①前に勤務していたA事業所を平成8年9月20日に、申立期間②前に勤務していたB事業所を9年2月末日に退職し、それぞれ退職してすぐにC市区町村役場で国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、C市区町村が保管する国民年金資格得喪履歴記録によると、申立人は、10年8月6日に届出をして、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失手続をさかのぼって行った記録となっており、申立内容と齟齬がみられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際、国民年金保険料も納付したと供述しているところ、C市区町村は「仮に申立てどおりの加入手続を行ったとすると、申立期間①については、国民年金被保険者資格の新規取得となり、国民年金手帳記号番号は即日払い出されず、保険料の納付書も即日交付されないことから、国民年金保険料を加入当日に納付することはできない。また、申立期間②についても、社会保険事務所において、退職した事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失の確認が必要であり、国民年金の加入手続の当日に保険料の納付書が発行されるとは考え難く、保険料を納付することはできない。」と供述しており、このことについても、申立内容と齟齬がみられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続に併せて、国民健康保険の加入手続も行ったとしているが、申立期間①及び②について、国民健康保険に加入した記録は無い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで A 社に勤務していた。

私は健康保険証の無い事業所には勤務しないこととしており、A 社における厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の子息及び同僚の供述により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、当該事業所における正確な入社及び退社の時期について記憶が定かでなく、事業主の子息、同僚等から聴取しても、申立人の勤務期間を確認できる関連資料や供述が得られないことから、申立人の当該事業所における正確な勤務期間が確認できない。

また、申立書に添付された申立期間当時の慰安旅行の写真によると、当該旅行には男性 6 名と女性 3 名（申立人を含む）の計 9 名が参加しているものと推認されるが、社会保険庁の記録では、当該旅行時に当該事業所において厚生年金保険に加入している職員は男性 4 名及び女性 1 名の計 5 名であり、厚生年金加入記録のある女性 1 名は当該旅行に参加していなかったとの申立人の供述からすると、申立人が正規社員であったと供述している申立人を含む女性 3 名は、いずれも当該旅行時に当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できない。

さらに、当該旅行に参加の男性 6 名のうち、事業主の子息が非正規社員であったと供述している 1 名を除き、事業主の子息が正規社員であったと供述している男性 1 名についても、当該旅行時に当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できないことなどからすると、申立期間当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無く、このほか、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名も無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。